

一般社団法人 JBN・全国工務店協会

事務所等における新型コロナウイルス感染症対応について

1 従業員の感染予防策の徹底

(1) 従業員に、次に掲げる自己管理及び速やかな報告を要請する。

ア 体温の測定と記録

イ 発熱などの症状がある場合には、所属長への連絡及び自宅待機

ウ 従業員及び関連事業者（下請け等）の基礎疾患等の把握

エ 以下のいずれかに該当する場合には、所属長への連絡及び新型コロナウイルス感染症専用相談窓口(※)への問い合わせ

(ア) 体温 37.5 度以上の熱が 4 日以上継続した場合（解熱剤を飲み続けなければならない場合を含む）

(イ) 強いだるさや息苦しさがある場合

(ウ) 基礎疾患（糖尿病、心不全、呼吸器疾患（慢性閉塞性肺疾患など））がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤などを用いている方で、風邪の症状や 37.5 度以上の発熱、強いだるさや息苦しさが 2 日程度続く場合

※免疫抑制剤は、免疫抑制療法において免疫系の活動を抑制ないし阻害するために用いる薬剤である。臨床的には以下のような場合に用いられる。

- ・ 移植した臓器や組織（骨髄、心臓、腎臓、肝臓など）に対する拒絶反応の抑制
- ・ 自己免疫疾患やそれによると推定される疾患（関節リウマチ、重症筋無力症、全身性エリテマトーデス、クローン病、潰瘍性大腸炎など）の治療
- ・ 自己免疫とは関係ない炎症性の疾患の治療（アレルギー性喘息の長期的抑制など）

オ 新型コロナウイルス感染症の検査の状況、診断結果等についての所属長への速やかな報告

(2) 事業所内において、次に掲げる感染予防策を徹底する。

ア 出勤時、トイレ使用后、製造加工施設・売場等への入場時には手洗い、手指の消毒

イ 常時不特定多数の者が集合する場所では、できる限りマスクを着用すること。マスクの確保が困難で着用できない場合には 2 メートルを目安として適切な距離を保つこと。また、マスクがない時に咳をする場合にはティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆すること。

ウ 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの流水レバー、便座等人がよく触れるところの拭き取り清掃

2 患者発生時の患者、濃厚接触者への対応

(1) 感染者発生時の把握、報告及び周知

ア 感染者が確認された場合には、事業所の所在地を所管する保健所に報告し、対応について指導を受ける。また、従業員に対しては事業所内で感染者が確認されたことを周知するとともに、1 に掲げる感染予防策を改めて周知徹底する。

(2) 濃厚接触者の確定及び対応

- ア 保健所の調査に協力し、感染拡大防止のため、速やかに濃厚接触者と見込まれる者を自宅に待機させる。
- イ 保健所が濃厚接触者と確定した従業員に対し、必要に応じPCR検査（行政検査）の受検あるいは感染者との最終接触から14日間の健康観察を行う必要があることから、保健所の指示に従う。
- ウ 濃厚接触者と確定された従業員に対し、発熱又は呼吸器症状（軽症の場合を含む。）を呈した場合には、保健所に連絡してPCR検査（行政検査）を受検するよう促し、速やかにその結果を報告させる。

「濃厚接触者」とは、「患者（確定）」が発病した日以降に接触した者のうち、次の範囲に該当するもの

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われる者の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・ その他、手で触れること又は対面で会話することが可能な距離（目安として2メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と接触があった者（患者の症状などから患者の感染性を総合的に判断する。）

<「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査要領（暫定版）（国立感染症研究所感染症疫学センター令和2年2月27日版）」>

3 施設設備等の消毒

(1) 保健所が必要と判断した場合には、感染者が勤務した区域の消毒を行う。

(2) 消毒は保健所の指示に従って実施することが望ましいが、緊急を要する場合には、感染者が勤務した区域のうち、手指が頻回に接触する箇所（ドアノブ、スイッチ類、手すり等）を中心に、アルコール（消毒用エタノール（70%））又は次亜塩素酸ナトリウム（0.05%以上）で拭き取り等を行う。

4 業務の継続

(1) 重要業務の継続

ア 感染者及び濃厚接触者の出勤停止の措置を講じることにより、通常の業務の継続が困難な場合には、重要業務として優先的に継続させる業務を選定し、重要業務を継続するために必要となる人員、物的資源（マスク、手袋、消毒液等）等を把握する。

イ 重要業務継続のため、在宅勤務体制・情報共有体制・人員融通体制を整備するとともに、重要業務継続のための業務マニュアルを作成する。

(2) その他必要なことは別途定める。

一般社団法人 JBN・全国工務店協会

建設現場等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル

建設現場等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等のため、国の「新型コロナウイルスの感染症対策基本方針」に則った対策を講じるとともに、本マニュアルにより適切に対応する。

【フェーズ1】通常時における対応

- 【工務店】朝礼時・午後の作業前のKY 活動時等に作業従事者等の健康状態を確認
→「新型コロナウイルスQ&A」Q1により対応（自宅待機し、毎日体温を測定）
- 【工務店】アルコール消毒液の設置や定期的な消毒を実施
- 【工務店】現場事務所や休憩所等の閉鎖的な空間は、定期的な換気や消毒を実施
- 【工務店】「本マニュアル」、「新型コロナウイルスQ&A」を現場事務所等に掲示
- 【工務店】新規入場者に対しては、「新型コロナウイルスQ&A」を説明

【フェーズ2】感染が疑われる段階 ※健康状態を確認し、感染が疑われる場合

- 【工務店】作業従事者等の健康状態を確認
→「新型コロナウイルスQ&A」Q2、3により対応
- 【工務店】PCR 検査が実施される場合は、施工計画書等の緊急連絡表に基づき施主等に連絡
- 【工務店】PCR 検査が実施される場合は、事故報告と同様に本庁関係課へ連絡

【フェーズ3】感染が判明した段階

- 【工務店・施主等】保健所等の指導に従い、感染拡大防止に向けた適切な措置を実施
感染者本人や本人と濃厚接触をした疑いのある者の自宅待機
- 【工務店】施工計画書等の緊急連絡表に基づき発注機関に連絡
- 【工務店】事故報告と同様に本庁関係課へ連絡
- ・感染した作業従事者や濃厚接触者等が現場作業に従事できなくなることに伴い、工務店は必要に応じて、工事等の一時中止や工期の見直し等に係る協議を施主等に申し出ることが可能です。

■報告体制の構築

- ・作業従事者等の新型コロナウイルス感染が判明した場合の連絡体制を構築

■新型コロナウイルスに関する電話相談窓口

◇新型コロナウイルス感染症にかかったかも？と思ったら、各都道府県が開設している「帰国者・接触者相談センター」へ電話で相談しましょう。

- ・ 同センターでは新型コロナウイルス感染症が疑われる方の相談を受け付けています。
- ・ 相談内容から同感染症の疑いがあると判断した場合、その方への適切な診察を行う「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っています。

・ 新型コロナウイルス感染症に関する一般的な相談を行いたい場合は都道府県等が開設している「新型コロナウイルス一般電話相談窓口」へお問い合わせ下さい。

- ・ 各都道府県が公表している帰国者・接触者相談センター、一般電話相談窓口のまとめページ(①)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyoku_sya.html

◇厚生労働省が開設した電話相談窓口

電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00から21:00 (土日・祝日も実施)

◇厚生労働省による新型コロナウイルス感染症情報のLINE公式アカウント

友達追加はこちらから(②) <https://lin.ee/qZZIxWA>

①



②



新型コロナウイルスQ&A

令和2年2月22日時点版

心配な時には

Q1 風邪のような症状があり心配です。どうしたらいいですか？

A 発熱などの風邪の症状があるときは、学校や会社を休むなど、外出を控えてください。毎日体温を測定して記録しましょう。

Q3 最寄りの保健所等(帰国者・接触者相談センター)に相談するとどうなりますか？

A 電話での相談を踏まえて、感染の疑いがある場合には、必要に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診察ができる「帰国者・接触者外来」を確実に受診できるよう調整します。

予防について

Q4 新型コロナウイルスにはどうやって感染しますか？

A 現時点では、飛沫感染と接触感染の2つが考えられます。

- ① 感染者のくしゃみや咳、つばなどの飛沫による「飛沫感染」
- ② ウイルスに触れた手で口や鼻を触ることによる「接触感染」

医療機関を受診するとき

Q6 医療機関を受診するときに気を付けることはありますか？

A 複数の医療機関を受診せず、「帰国者・接触者相談センター」等から紹介された医療機関(「帰国者・接触者外来」など)を受診してください。受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

Q2 感染したかも?と思ったらどうしたらいいですか？



A 以下の場合には、最寄りの保健所等にある「**帰国者・接触者相談センター**」に電話で相談しましょう。

- ① 風邪の症状や37.5度以上の熱が4日以上続く
- ② 強いだるさや息苦しさがある



・重症化しやすい高齢者や基礎疾患がある方に加えて、念のため**妊婦さん**は、こうした状態が2日程度続いたら相談しましょう。

・症状がこの基準に満たない場合には、かかりつけ医や近隣の医療機関にご相談ください。

Q5 感染予防のためにできることはありますか？

A 以下のことを心がけましょう。

- ① 石鹸やアルコール消毒液などによる手洗い
- ② 正しいマスクの着用を含む咳エチケット
- ③ 高齢者や持病のある方は公共交通機関や人込みを避ける

新型コロナウイルスについて

Q7 感染しても症状が出ない人がいますが、その人からも感染しますか？

A 現状では、はっきりしたことはわかっていません。通常、肺炎などを起こすウイルス感染症の場合、症状が最も強く現れる時期に、他者へウイルスをうつす可能性も最も高くなると言われています。

